



広報

かみかわ

7

2020 No.176

■ 2020年5月31日現在（外国人含む）
人の動き 人口 11,145 男 5,264 女 5,881 先月比（男 -11 女 -9）
■ 5月中の異動（人） 転入 4 転出 18 出生 4 死亡 10



P 2～5 | 特集 **大雨に備える**

P 6・7 | 令和元年度 下半期の財政状況

P 8・9 | 神河町の人口の推移

P 10・11 | 令和2年度 後期高齢者医療制度 受給者の皆様へ

写真：6月17日、寺前小学校でサツマイモ苗の植え付けが行われました。
梅雨の晴れ間が広がる中、6年生が1本ずつ丁寧に植えていました。

大雨に備える

ゲリラ豪雨をはじめとした風水害や土砂災害による被害を軽減できるよう、日頃から防災意識を持ち、自分や家族の安全を守りましょう。

問 住民生活課 ☎341-0963

町が発令

気象庁が発表

警戒レベル	種類	内容
警戒レベル 5	災害発生情報	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。
警戒レベル 4	避難指示(緊急)	災害が発生する恐れが極めて高い。
	避難勧告	災害が発生する恐れがある。
警戒レベル 3	避難準備情報・高齢者等避難開始	今後、避難勧告が発令される可能性が高い。 (移動に時間のかかる高齢者や障がい者の方を早期に避難させるための呼びかけ)
警戒レベル 2	注意報	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認
警戒レベル 1	警報級の可能性	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。

避難所における新型コロナウイルス感染症対策防止にご協力ください。

災害発生またはその恐れがあるとき、町内各避難所が開設されますが、避難所に多くの人が集まった場合、密閉・密集・密接(3つの密)の状況が発生しやすく、また、断水による衛生環境の悪化等が懸念され、感染症拡大のリスクが高まることが考えられます。

このような状況の中、町では感染症予防に配慮しながら必要に応じて避難所を開設しますが、地震災害や風水害により避難が必要な場合には、町民の皆様が次の点にご留意いただき、避難所での感染症拡大にご協力ください。
安全な場所への避難について

「避難」とは「難」を「避」けること、つまり安全を確保することであり、避難勧告や避難指示などの避難情報は、必ずしも避難所への移動を促すものではありません。(例・住んでいない場所が浸水想定区域に該当していない場合など)

町がお配りしているハザードマップにより、自宅の災害リスク等をご確認いただき、避難が必要な場合、避難所の3つの密をできる限り回避するため、自宅の2階などへの避難(垂直避難)や、安全な場所にある親戚や知人の家等に避難することも検討ください。



警戒レベルを用いた避難勧告等の発令について

町民の皆様が情報の意味を直感的に理解できるように、表のように防災情報を5段階の警戒レベルで示し、とるべき行動が国において明確化されています。

「避難命令」という避難情報はありませんが、また、集中豪雨や台風が発生した場合、急激な河川水位の上昇が予想されますので、絶対に河川に近づかないようにしてください。

災害時要援護者の避難に協力を!

高齢者や子ども、病気の方は、早めに避難する必要があります。地域で協力しましょう。

土砂災害に警戒を!

出水期には、「土石流」「地すべり」「がけ崩れ」が発生しやすくなります。

【土砂災害の発生しやすい現象】

○雨の降り方が異常

○急に川の水が濁る

○裏山からの変な音(地鳴り等)や土くさい臭い

○がけから小石がパラパラ落ちる

○がけの亀裂や水が噴き出す など

○神河町は町域の8割が山林であり、山裾沿いに建ち並ぶ家屋が多くあります。山崩れや土石流が発生すると一瞬にして建物を押しつぶしてしまいます。日頃からこのような現象には注意し、少しでもおかしいと感じ、異常な現象を確認したときは、早めの自主避難をお願いします。





主な非常持ち出し品リスト	
<input type="checkbox"/> 非常食（カンパンなど）	<input type="checkbox"/> 飲料水
<input type="checkbox"/> 懐中電灯	<input type="checkbox"/> 衣類・下着類・軍手
<input type="checkbox"/> ラジオ・電池	
<input type="checkbox"/> 貴重品（現金等）	<input type="checkbox"/> タオル
<input type="checkbox"/> 薬・救急セット	<input type="checkbox"/> マスク
<input type="checkbox"/> ライター・マッチ	
<input type="checkbox"/> ティッシュ・哺乳瓶・紙おむつ	など

各家庭でも3日分の飲料水・食料および生活必需品を備蓄しておくことが大切です。いざという時は、すぐに避難を開始しなければなりません。日頃から各家庭で、生活必需品の備蓄に努めてください。

非常持ち出し品の準備を！

次のところから、防災情報を入手することができます。

1. 「テレビ・ラジオ」

台風などの進路予測、気象予報・警報などが入手できます。



2. 「防災行政無線・ケーブルテレビ」

災害時または災害が発生するおそれのある時は、町から情報提供を行います。

3. 「防災ネットかみかわ（携帯電話）」

次のアドレスのホームページ（またはQRコード読み取り）から「お知らせメール」の登録を行うと、兵庫県や町からの防災情報メールが届きます。
（登録がまだの方はぜひ登録をお願いします）

防災ネットかみかわアドレス
<http://bosai.net/kamikawa/>



4. 『緊急速報エリアメール等（NTTドコモ・au・ソフトバンク）』

町からの避難情報や緊急地震速報（震度4以上）が町域におられるNTTドコモ・au・ソフトバンクの携帯電話所有者にメールが届きます。

5. 『兵庫県 地域の風水害対策情報』

インターネットにより気象情報やライブカメラによる河川監視情報、災害時の道路通行規制情報などを見ることができます。

アドレス <http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/>



6. その他、防災関連の情報については、気象庁や町のホームページでも入手できます。

日ごろから積極的に情報取得に努めてください。

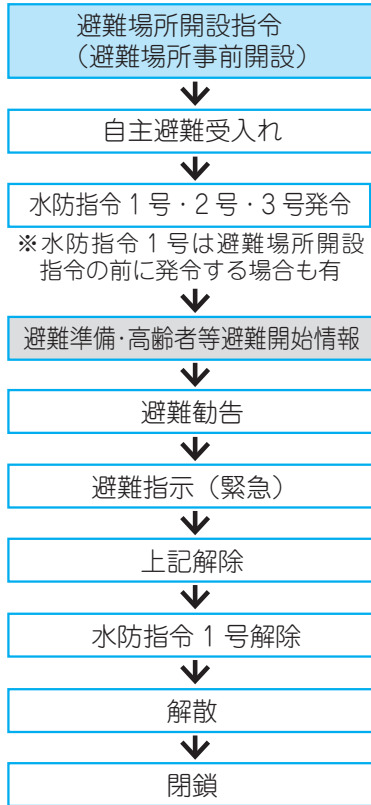
防災情報の確認をしましょう



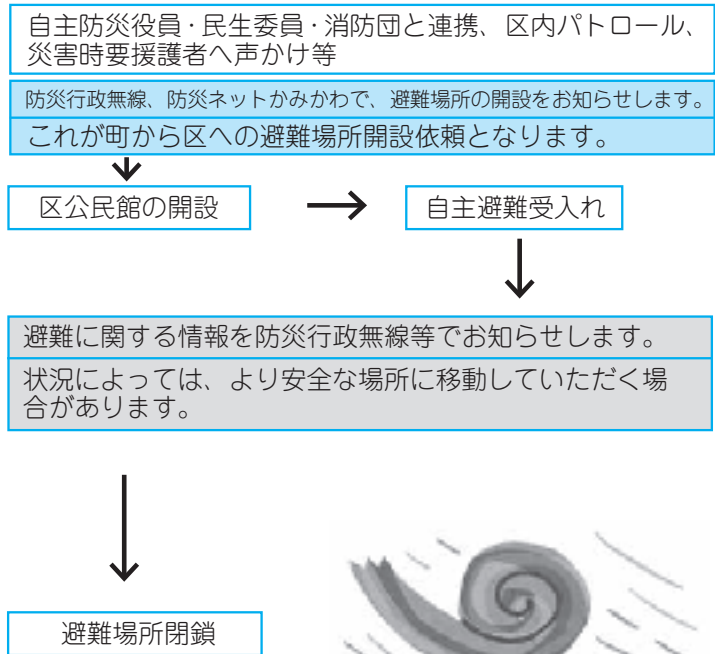
町と区の水防活動（避難場所開設フロー図）

1. 台風接近に伴う自主避難のために町指定緊急避難場所を事前開設する場合

町の動き

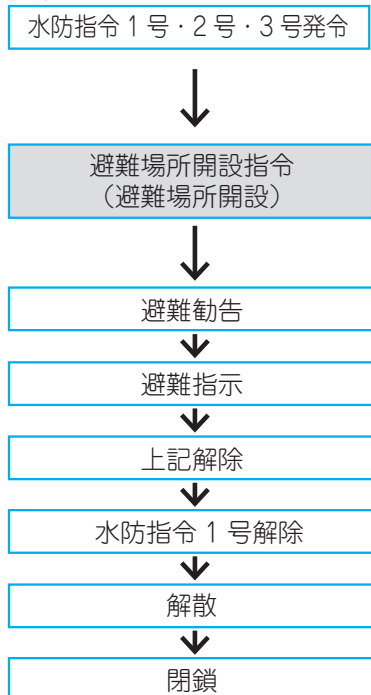


区の動き

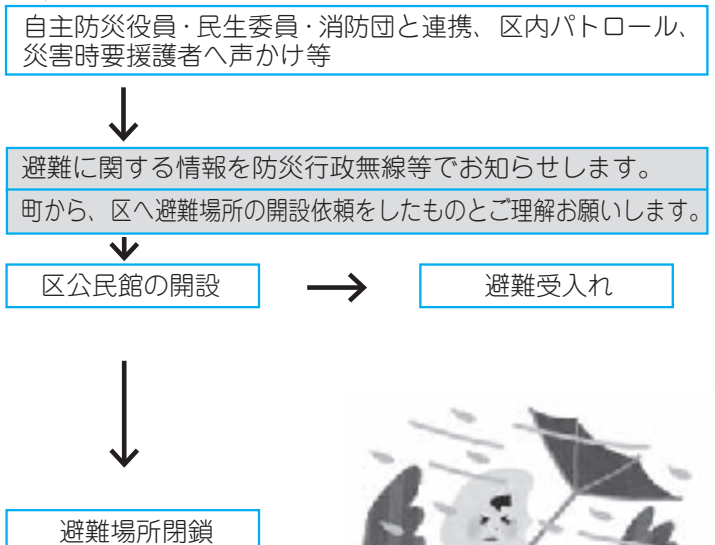


2. ゲリラ豪雨等急な状況で町指定緊急避難場所を開設の場合 (水防指令 3号発令後に、開設する場合)

町の動き



区の動き



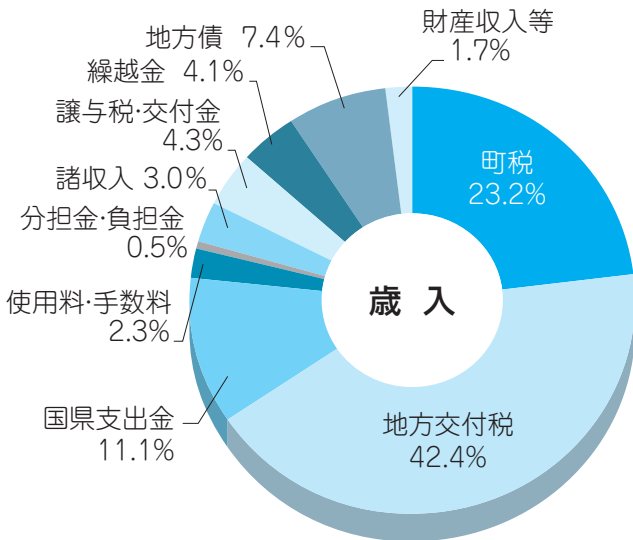
令和元年度下半期の 財政状況をお知らせします

問 総務課 ☎ 34-0001

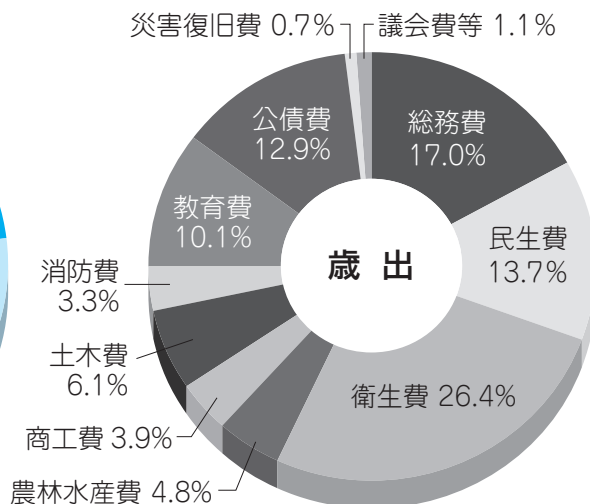
人口 11,191人 世帯数 4,187世帯 (令和2年3月31日現在)

神河町の収入や支出の状況がどうなっているか皆さんに知っていただくため、令和元年度下半期における執行状況をお知らせします。令和2年3月31日現在の予算額及び執行済額は次のとおりです(平成30年度からの繰越明許費等を含みます)。

一般会計 95億4,992万円 (内3億7,040万円は繰越分)

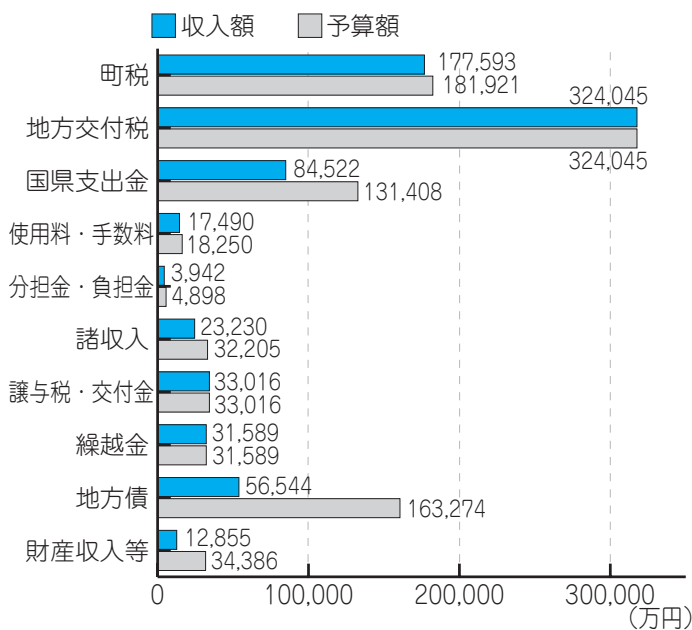


収入済額 76億4,826万円
予算に対する執行率 80.1%

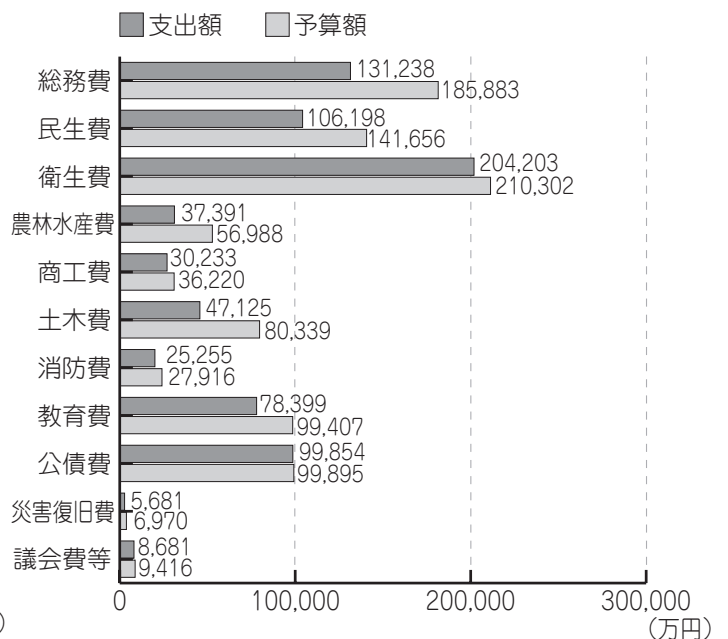


支出済額 77億4,258万円
予算に対する執行率 81.1%

<歳入の状況>



<歳出の状況>



特別会計

会計名	区分	予算額	執行済額	執行率%	30年度決算額
介護療育支援事業	歳入	6,700万円	6,036万円	90.1	7,072万円
	歳出	6,700万円	5,685万円	84.9	5,846万円
産業廃棄物処理事業	歳入	4,069万円	3,806万円	93.5	8,185万円
	歳出	4,069万円	633万円	15.6	6,482万円
寺前地区振興基金	歳入	303万円	271万円	89.4	521万円
	歳出	303万円	271万円	89.4	521万円
長谷地区振興基金	歳入	858万円	828万円	96.5	417万円
	歳出	858万円	828万円	96.5	417万円
国民健康保険事業	歳入	14億2,454万円	12億5,153万円	87.9	14億140万円
	歳出	14億2,454万円	12億2,068万円	85.7	13億6,464万円
後期高齢者医療事業	歳入	1億8,558万円	1億7,780万円	95.8	1億7,964万円
	歳出	1億8,558万円	1億5,593万円	84.0	1億7,768万円
介護保険事業	歳入	14億5,180万円	11億9,451万円	82.3	14億3,047万円
	歳出	14億5,180万円	12億9,133万円	88.9	14億1,267万円
土地開発事業	歳入	8,770万円	5,778万円	65.9	6,507万円
	歳出	8,770万円	116万円	1.3	765万円
訪問看護事業	歳入	1億4,869万円	1億3,029万円	87.6	1億4,311万円
	歳出	1億4,869万円	1億1,705万円	78.7	1億747万円

企業会計

会計名	区分	予算額	執行済額	執行率%	30年度決算額
水道事業	歳入	4億3,990万円	4億2,873万円	97.5	4億2,379万円
	歳出	4億3,990万円	3億9,834万円	90.6	4億585万円
下水道事業	歳入	6億8,274万円	6億7,725万円	99.2	6億7,906万円
	歳出	6億8,274万円	6億1,982万円	90.8	6億2,465万円
神崎総合病院事業	歳入	34億7,964万円	31億1,802万円	89.6	30億7,398万円
	歳出	34億7,964万円	34億627万円	97.9	30億6,663万円

※企業会計は、収益的収支額（消費税込）のみを計上しています。

町民1人当たりの予算額(一般会計)

人口 11,191人（令和2年3月31日現在）

令和元年度 85万円

平成30年度 92万円

町有財産の状況(一般会計)

☆土地	915,062㎡
☆建物	83,990㎡
☆有価証券	4,960万円
☆出資による権利	3,030万円
☆公営企業会計への出資	17億9,946万円
☆債権	1億9,068万円
☆基金	27億4,577万円
☆物品（車両）	92台
☆物品（可搬式小型動力ポンプ）	11台

町債(借入金)の残高

☆普通会計分	126億5,800万円
☆水道会計分	22億7,345万円
☆下水道会計分	47億122万円
☆神崎総合病院分	36億8,036万円
合計	233億1,303万円
◎町民1人当たりの額	約208万円
	(昨年同期200万円)

神河町の過去4年間の人口推移と出生数をお知らせします。(各年度3月31日現在)
 各集落の人口は、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)、
 高齢人口(65歳以上)ごとに表記しています。

問 住民生活課 ☎ 34-0962

平成30年度(H31.3.31)								令和元年度(R2.3.31)							
年少		生産		老年		人口計	出生数	年少		生産		老年		人口計	出生数
(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(0歳児)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(0歳児)
0	0.0	30	50.0	30	50.0	60	0	0	0.0	25	45.5	30	54.5	55	0
3	3.3	27	29.3	62	67.4	92	0	1	1.2	24	28.6	59	70.2	84	0
12	5.6	93	43.5	109	50.9	214	0	12	5.7	90	42.5	110	51.9	212	0
23	7.7	134	44.8	142	47.5	299	0	19	6.5	130	44.4	144	49.1	293	0
6	3.3	100	54.6	77	42.1	183	0	4	2.2	96	53.6	79	44.1	179	0
30	8.4	172	48.2	155	43.4	357	0	29	8.1	170	47.4	160	44.6	359	3
40	8.1	283	57.3	171	34.6	494	0	36	7.5	274	57.1	170	35.4	480	1
100	12.1	491	59.4	235	28.5	826	7	104	12.8	479	58.9	230	28.3	813	6
61	12.9	250	52.9	162	34.2	473	4	63	13.7	233	50.5	165	35.8	461	3
115	13.3	492	56.8	259	29.9	866	10	104	12.3	481	56.9	261	30.9	846	4
27	12.9	109	52.2	73	34.9	209	2	26	12.4	117	55.7	67	31.9	210	3
27	8.0	188	55.8	122	36.2	337	0	24	7.4	175	54.2	124	38.4	323	1
40	15.2	146	55.5	77	29.3	263	1	46	16.9	149	54.8	77	28.3	272	1
31	11.3	168	61.1	76	27.6	275	1	31	11.4	162	59.8	78	28.8	271	0
34	11.2	155	51.0	115	37.8	304	1	36	11.9	150	49.7	116	38.4	302	0
64	9.0	397	55.8	250	35.2	711	5	62	8.8	386	54.7	258	36.5	706	7
31	11.9	134	51.3	96	36.8	261	3	24	9.5	132	52.2	97	38.3	253	1
21	8.2	118	46.1	117	45.7	256	0	20	7.9	114	45.2	118	46.8	252	0
29	7.6	209	54.6	145	37.9	383	2	25	6.8	195	52.8	149	40.4	369	0
66	35.3	120	64.2	1	0.5	187	3	65	34.6	121	64.4	2	1.1	188	1
48	12.3	215	55.0	128	32.7	391	1	42	11.2	202	53.9	131	34.9	375	0
36	10.9	168	50.8	127	38.4	331	3	29	9.2	158	50.3	127	40.4	314	1
25	16.6	69	45.7	57	37.7	151	1	32	20.4	65	41.4	60	38.2	157	0
148	15.6	554	58.3	249	26.2	951	6	141	15.1	548	58.5	247	26.4	936	6
33	10.2	171	52.9	119	36.8	323	4	30	9.7	167	54.0	112	36.2	309	1
32	11.4	143	51.1	105	37.5	280	2	29	10.8	139	51.9	100	37.3	268	1
14	7.4	99	52.7	75	39.9	188	1	16	8.5	100	52.9	73	38.6	189	0
37	13.9	140	52.4	90	33.7	267	1	34	12.9	134	51.0	95	36.1	263	1
26	15.8	81	49.1	58	35.2	165	0	25	15.9	77	49.0	55	35.0	157	0
32	8.6	188	50.7	151	40.7	371	1	31	8.5	183	50.3	150	41.2	364	1
7	3.8	88	47.6	90	48.6	185	1	7	3.9	86	48.3	85	47.8	178	0
9	5.1	89	50.9	77	44.0	175	0	8	4.7	86	50.9	75	44.4	169	0
4	6.1	24	36.4	38	57.6	66	0	5	7.5	25	37.3	37	55.2	67	0
13	8.0	84	51.5	66	40.5	163	0	11	7.1	80	51.9	63	40.9	154	1
3	4.3	32	46.4	34	49.3	69	1	4	6.1	30	45.5	32	48.5	66	1
4	8.7	23	50.0	19	41.3	46	0	3	6.5	23	50.0	20	43.5	46	0
2	4.7	19	44.2	22	51.2	43	0	2	4.9	17	41.5	22	53.7	41	0
1	3.7	14	51.9	12	44.4	27	0	1	3.6	14	50.0	13	46.4	28	0
8	5.1	83	53.2	65	41.7	156	0	13	8.2	79	50.0	66	41.8	158	0
0	0.0	9	39.1	14	60.9	23	0	0	0.0	11	45.8	13	54.2	24	0
1,242	10.9	6,109	53.5	4,070	35.6	11,421	61	1,194	10.7	5,927	52.9	4,070	36.4	11,191	44



神河町の人口の推移

[平成28年度～令和元年度]

区名	平成28年度(H29.3.31)								平成29年度(H30.3.31)							
	年少		生産		老年		人口計	出生数 (0歳児)	年少		生産		老年		人口計	出生数 (0歳児)
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)			(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)		
新田	3	4.6	33	50.8	29	44.6	65	0	3	4.6	32	49.2	30	46.2	65	0
作畑	6	5.7	33	31.4	66	62.9	105	0	4	4.1	31	32.0	62	63.9	97	0
大畑	17	7.4	98	42.4	116	50.2	231	0	16	7.1	95	42.2	114	50.7	225	1
越知	24	7.4	147	45.5	152	47.1	323	1	22	7.0	142	45.1	151	47.9	315	0
岩屋	12	5.9	115	56.9	75	37.1	202	0	10	5.3	105	55.6	74	39.2	189	0
根宇野	31	8.4	183	49.5	156	42.2	370	0	32	8.6	179	48.4	159	43.0	370	1
山田	41	8.0	299	58.1	175	34.0	515	3	42	8.3	290	57.5	172	34.1	504	1
中村	105	12.5	520	61.8	216	25.7	841	13	111	13.2	507	60.4	221	26.3	839	15
粟賀町	60	12.5	256	53.2	165	34.3	481	3	62	12.9	252	52.5	166	34.6	480	2
福本	112	12.9	515	59.3	242	27.8	869	9	111	12.9	494	57.5	254	29.6	859	8
貝野	18	9.1	107	54.0	73	36.9	198	1	23	11.2	113	54.9	70	34.0	206	0
寺野	32	9.0	200	56.3	123	34.6	355	1	25	7.4	193	57.4	118	35.1	336	0
柏尾	42	15.4	154	56.4	77	28.2	273	1	40	14.8	154	56.8	77	28.4	271	0
加納	32	11.6	170	61.8	73	26.5	275	3	32	11.5	174	62.4	73	26.2	279	1
東柏尾	31	10.1	165	53.6	112	36.4	308	0	35	11.2	160	51.3	117	37.5	312	1
吉富	81	11.1	409	56.0	240	32.9	730	8	67	9.5	402	56.8	239	33.8	708	2
杉	29	11.0	139	52.7	96	36.4	264	2	28	11.1	130	51.4	95	37.5	253	1
大山	19	7.2	133	50.2	113	42.6	265	0	20	7.8	124	48.4	112	43.8	256	1
猪篠	30	7.5	231	57.5	141	35.1	402	0	27	6.9	221	56.4	144	36.7	392	1
しんこう タウン	52	35.9	92	63.4	1	0.7	145	2	58	36.0	102	63.4	1	0.6	161	3
新野	55	13.2	238	57.1	124	29.7	417	3	48	12.2	216	55.1	128	32.7	392	2
野村	42	12.2	176	51.3	125	36.4	343	6	33	10.0	173	52.4	124	37.6	330	2
比延	29	16.4	90	50.8	58	32.8	177	1	29	17.4	84	50.3	54	32.3	167	1
寺前	156	16.4	550	58.0	243	25.6	949	11	153	16.2	548	58.0	244	25.8	945	5
鍛冶	32	9.9	171	52.9	120	37.2	323	2	30	9.3	174	53.9	119	36.8	323	1
大河	31	10.5	156	52.7	109	36.8	296	1	31	10.7	152	52.4	107	36.9	290	2
上岩	14	7.4	106	55.8	70	36.8	190	0	13	7.0	103	55.4	70	37.6	186	1
高朝田	37	13.4	153	55.2	87	31.4	277	1	36	13.1	150	54.5	89	32.4	275	0
宮野	25	14.7	90	52.9	55	32.4	170	0	30	17.0	87	49.4	59	33.5	176	4
南小田	35	9.0	207	53.4	146	37.6	388	1	32	8.4	194	51.2	153	40.4	379	1
上小田	6	3.2	91	47.9	93	48.9	190	0	6	3.1	94	49.2	91	47.6	191	0
川上	12	6.5	100	53.8	74	39.8	186	0	10	5.4	98	53.3	76	41.3	184	0
大川原	1	1.6	24	38.7	37	59.7	62	0	4	6.1	24	36.4	38	57.6	66	0
本村	17	9.7	90	51.4	68	38.9	175	0	14	8.2	88	51.8	68	40.0	170	0
赤田	3	4.3	32	45.7	35	50.0	70	0	2	2.9	32	47.1	34	50.0	68	0
重行	4	8.3	24	50.0	20	41.7	48	0	4	9.1	22	50.0	18	40.9	44	0
為信	1	2.2	19	42.2	25	55.6	45	0	0	0.0	18	42.9	24	57.1	42	0
峠	1	3.3	15	50.0	14	46.7	30	0	1	3.6	15	53.6	12	42.9	28	0
栗	12	7.4	84	51.9	66	40.7	162	1	12	7.4	85	52.1	66	40.5	163	1
澗	0	0.0	11	39.3	17	60.7	28	0	0	0.0	10	41.7	14	58.3	24	0
計	1,290	11.0	6,426	54.7	4,027	34.3	11,743	74	1,256	10.9	6,267	54.2	4,037	34.9	11,560	58

※割合(%)は自動計算処理していますので、合計が100%になっていない場合があります。

後期高齢者医療制度の
保険料額決定通知書を送付します

問 住民生活課 ☎ 34-0962
兵庫県後期高齢者医療広域連合
事務局（コールセンター）
☎ 078-32612021

1 令和2年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に送付します

保険料の計算方法

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者お一人おひとりにお支払いいただきます。
後期高齢者医療制度の保険料（年額）を決める基準である保険料率（均等割額と所得割率）は2年ごとに見直し、令和2年度の保険料額は以下のとおりです。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{①均等割額} \\ \hline 51,371\text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{②所得割額} \\ \hline (\text{令和元年中(1～12月)の総所得金額等}(\ast) \\ - \text{基礎控除額 } 33\text{万円}) \times \text{所得割率 } 10.49\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{①+②} \\ \hline \text{保険料額(年額)} \\ (\text{賦課限度額 } 64\text{万円}) \\ \hline \end{array}$$

※総所得金額等とは、収入額から控除額（公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のこをい、医療費控除額、障害者控除額、扶養控除額等の所得控除額は含みません）を引いた金額です。

保険料のお支払い方法

保険料のお支払いは、以下の2通りとなります。

①年金からのお支払い【特別徴収】

特にお手続きいただく必要はありません。
また、口座振替によるお支払いに変更することができます。

②口座振替や納付書でのお支払い【普通徴収】

7月から翌年3月まで毎月お支払いいただきます。対象となる年金の受給額が年額18万円未満の方、後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計額が対象となる年金の受給額の1/2を超える方は普通徴収となります。

所得の低い方の軽減(令和2年度)

同一世帯内の被保険者と世帯主の令和元年中の総所得金額等が次の基準額以下の場合、均等割額が軽減されます。

総所得金額等(被保険者+世帯主)が次の基準以下の世帯		軽減割合(軽減後の均等割額:年額)
基礎控除額 (33万円)	世帯内の被保険者全員の所得 (公的年金等控除額は80万円として計算します)が0円	7.75割(11,558円) (注1)
		7割(15,411円)
基礎控除額(33万円)+28.5万円(注2)×被保険者数		5割(25,685円)
基礎控除額(33万円)+52万円(注3)×被保険者数		2割(41,096円)

(注1) 本来は7割軽減ですが、特例措置により7.75割軽減となります。

(注2) 令和元年度の28万円から拡充されました。

(注3) 令和元年度の51万円から拡充されました。

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定します。

被扶養者だった方の軽減(令和2年度)

この制度の加入前日に、会社の健康保険等の被用者保険の被扶養者だった方は、所得割額はかからず、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減されます。
※後期高齢者医療制度に加入する前日において、国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方は対象となりません。

※被扶養者であった方でも、世帯の所得が低い方の軽減を受けることができます。ただし、両方受けることができる場合は、軽減割合の高い方が適用されます。

2 7月中旬に新しい被保険者証を送付します

被保険者証

被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。8月1日から新しい被保険者証を医療機関等の窓口で提示してください。保険料の納付状況によっては、有効期間が短い被保険者証（短期被保険者証）を送付することがあります。納付が困難な事情がある場合は早めに相談してください。

8月以降の一部負担金の割合は、同一世帯内の被保険者の令和元年中の所得により算出された令和2年度の住民税課税所得と令和元年中の収入額をもとに計算されています。また、世帯状況の異動や所得の更正により、随時変更されることがあります。



医療費の一部負担金の割合と自己負担限度額等

被保険者証を保険医療機関等の窓口で提示すれば、かかった医療費のうち、下表の「一部負担金の割合」の支払いで治療を受けることができます。

また、同一の医療機関で1か月（同じ月内）の医療費の一部負担金が高額になったときは、下表の「自己負担限度額（月額）」までの支払いとなります（同一の医療機関でも入院・外来・歯科は別々に計算します）。ただし、「所得区分」が「低所得Ⅰ・Ⅱ」の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ」の方は「限度額適用認定証」の提示がなければ、前者は「一般」、後者は「現役並み所得者Ⅲ」の「自己負担限度額（月額）」までを支払い、後日、その差額が高額療養費として支給されます。

所得区分		一部負担金の割合	自己負担限度額（月額）		入院時の食事代の標準負担額（1食あたり）	
			外来	入院		
現役並み所得者	Ⅲ	同一世帯に、住民税課税所得額 690 万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる方	3 割	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1% <多数回 140,100 円> (※ 3)		460 円 (※ 4)
	Ⅱ	同一世帯に、住民税課税所得額 380 万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる方		167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1% <多数回 93,000 円> (※ 3)		
	Ⅰ	同一世帯に、住民税課税所得額 145 万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる方 (※ 1・2)		80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1% <多数回 44,400 円> (※ 3)		
一般		同一世帯に、住民税課税所得額 145 万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいない方	18,000 円	57,600 円 <多数回 44,400 円> (※ 3)		
低所得者	Ⅱ	世帯員全員が住民税非課税である方	1 割	8,000 円	24,600 円	210 円 [160 円] (※ 5)
	Ⅰ	世帯員全員が住民税非課税であって、かつ各所得(公的年金控除額は80万円として計算します)が0円の方		15,000 円	100 円	

- (※ 1) ただし、次のいずれかに該当する場合は、市（区）町の担当窓口申請することにより「一般」の区分になります。なお、対象となる可能性がある方には申請書を送付します。
- 同一世帯の被保険者が1人 ⇒ ① 被保険者の前年の収入額が383万円未満、または② 同一世帯に70歳以上75歳未満の方がおり、被保険者と70歳以上75歳未満の方全員の前年の収入合計額が520万円未満の場合
 - 同一世帯に被保険者が2人以上 ⇒ 被保険者全員の前年の収入合計額が520万円未満の場合
- (※ 2) 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいる世帯は、住民税課税所得額145万円以上であっても、被保険者全員の基礎控除(33万円)後の総所得金額等の合計額が210万円以下であれば、「一般」の区分になります。
- (※ 3) 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」となり、上限額が下がります。
- (※ 4) 指定難病患者の方は260円です。
精神病床へ平成27年4月1日以前から平成28年4月1日まで継続して入院されている方で、引き続き何らかの病床に入院されている方は、当分の間260円に据え置かれます。
- (※ 5) 過去12か月の入院日数が90日を超える場合の91日目からの額(160円)。申請が必要です。

限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）

「低所得Ⅰ・Ⅱ」に該当している方（世帯員全員が住民税非課税の方）は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関等の窓口で被保険者証とともに提示することで、医療機関等ごとに1か月間の窓口での支払いが、外来・入院とも区分に応じた限度額までとなります（柔道整復、鍼灸、あんまマッサージの施術などは除く）。入院時の食事代等についても減額されます。

減額認定証の更新時期は毎年8月1日です。現在、減額認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる方には、7月中旬に新しい減額認定証を被保険者証と一緒に送付する予定です。世帯員全員が住民税非課税の方で減額認定証の申請をされていない場合は、住民生活課で申請してください。

限度額適用認定証（限度額認定証）

「現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ」に該当している方は、「限度額適用認定証」を医療機関等の窓口で被保険者証とともに提示することで、医療機関等ごとに1か月間の窓口での支払いが、外来・入院とも区分に応じた限度額までとなります。

限度額認定証の更新時期は毎年8月1日です。現在、限度額認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる方には、7月中旬に新しい限度額認定証を被保険者証と一緒に送付する予定です。「現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ」に該当している方で限度額認定証の申請をされていない場合は、住民生活課で申請してください。



国民健康保険高齢受給者証 などの更新のお知らせ

問 住民生活課 国民健康保険係
☎ 34-0962

国民健康保険高齢受給者証の更新について

国民健康保険高齢受給者証の有効期限は7月31日までです。

新しい受給者証は、普通郵便で世帯ごとに封筒に入れて、7月下旬に交付予定から75歳未満までの方が対象で、自己負担割合を示すもので受診される場合、医療機関などで受診される場合は、保険証と一緒に窓口提示してください。また自己負担割合は、令和元年中収入により変更になる場合がありますので、ご確認をお願いいたします。

限度額適用・標準負担額減額認定等の発行について

神河町では、医療費の自己負担額が軽減される認定証を申請により発行しています。現在交付されている認定証は7月31日までの有効期限切れとなりますので、引き続き対象となる方は申請してください。なお、申請されて

た場合はその月の初日から適用となります。

高額な医療費		事前手続き	医療機関・薬局等で
70歳未満の方		住民生活課で交付申請が必要です。	「認定証」を提示してください。
70歳以上75歳未満の方	住民税課税状況	非課税の方	「認定証」「高齢受給者証」を提示してください。
		課税の方で高齢者証の自己負担割合が2割の方	申請は必要ありません。
		3割の方	所得額によって交付申請が必要です。お手数ですが、住民生活課へお問い合わせください。

特定疾病療養受療証の更新について

特定疾病療養受療証の有効期限は7月31日です。新しい受療証は7月下旬に郵送します。

古い受給者証等について

古い受給者証は、役場に返却されるか、各人で責任を持って氏名・住所等がわからなくなっているようにして破棄してください。

○受給者証の記載内容に変更があった場合や国民健康保険以外の健康保険に加入や扶養家族認定等された場合には早急に届け出をしてください。

○国民健康保険に関する届出（資格の取得喪失や被保険者証の再交付、限度額適用・標準負担額減額認定申請など）をされる際には、マイナンバーの申告と本人確認が必要となります。世帯主と資格異動や申請の対象となる被保険者のマイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード等）、申請に

来られる方の本人確認書類（運転免許証等）をお持ちください。

○窓口で来られた方の本人確認ができない場合や、第三者が手続きに来られた場合には身分確認を実施していただきます。ご理解とご協力をお願いします。



令和2年度の町ぐるみ健診が始まります！

【感染症拡大防止の対策のため、6月の町ぐるみ健診を延期とさせていただきます。】

延期していました町ぐるみ健診を、7月からスタートいたします。7月17日（金）に長谷町民体育館での健診を皮切りに11月15日（日）神崎支庁舎までと、順次実施します。

お申込みされている方には、健診日の10日前までを目安にご案内を送付します。また、お申し込みされていない方も随時申込みを受け付けます。ぜひともこの機会に受診をしていただき、病気の早期発見・早期治療等、健康維持に努めましょう。

また、神河町国民健康保険では人間ドックの助成（上限額 20,350 円）も行っています。この助成については公立神崎総合病院で受けられる場合と、その他健診機関で受けられる場合は申請方法が異なります。この助成の申請をされる場合は、住民生活課 国民健康保険係までお問い合わせください。

問・申 健康福祉課 健診係 ☎ 32-2421



令和2年度 国民健康保険税 について

問 税務課 ☎ 34-0961

◆国民健康保険税の税率は据置きです◆

今年度の国民健康保険税の税率は据置きになります。賦課限度額については、医療保険分が2万円増額、介護保険分が1万円増額になります。

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分（※）
【令和2年度税率】			
所得割額	6.44%	2.90%	2.39%
均等割額	21,900円	9,700円	9,300円
平等割額	16,500円	7,300円	4,700円
賦課限度額	630,000円	190,000円	170,000円

（※）介護保険分は、40歳以上65歳未満の方のみ適用となります。

【算出方法】	
所得割額	加入者それぞれの前年度中の総所得金額-基礎控除(33万円)×所得割税率
均等割額	被保険者数×均等割額
平等割額	平等割額（1世帯につき）

◆低所得世帯に対する保険税の軽減措置が拡充されます◆

世帯主と国民健康保険加入者及び特定同一世帯所属者（※1）の前年中の所得が下表の所得基準を下回る世帯については、**保険税の均等割額と平等割額**が軽減されます。

軽減を受けるための申請は不要ですが、未申告世帯は軽減措置の適用がされません。なお、該当される世帯については、軽減措置適用後の金額でお知らせしています。

軽減割合	所得基準（太字が、変更後の所得基準）
7割軽減	33万円以下
5割軽減	33万円 + 28.5万円 (33万円 + 28万円) ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下
2割軽減	33万円 + 52万円 (33万円 + 51万円) ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下

（※1）特定同一世帯所属者…国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した後も、継続して同一の世帯に属する方

◆保険税の納税義務者は世帯主です◆

世帯主が国民健康保険に加入していなくても、世帯内に国民健康保険加入者がいる場合は、世帯主が納税義務者となり、納税通知書は世帯主あてに送付されます。

◆19歳以上の方は所得の申告が必要です◆

申告をされないと適正な賦課をすることができず、軽減措置の適用もされません。国民健康保険の加入者で19歳以上の方（平成13年1月1日以前生まれの方）は、たとえ学生でも所得の申告が必要になります。令和元年中の所得を申告されていない方は、**必ず申告（所得がない場合も0申告が必要）**をしてください。詳しくは税務課までお問合せください。

◆年金からの特別徴収について◆

世帯主が国民健康保険の被保険者であり、次の①～③のすべてに当てはまる方は、特別徴収（世帯主の年金から天引き）となります。

- ①国民健康保険の被保険者の方全員が65歳から74歳までの世帯の方
- ②介護保険料の特別徴収対象被保険者である方
- ③特別徴収の対象になる年金の年額が18万円以上であり、国民健康保険税と介護保険料の合計額が、年金額の2分の1を超えない方

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について

問 税務課 ☎ 34-0961

【保険税の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方
⇒ 保険料を全額免除
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる世帯の方
⇒ 保険税の一部を減額

●保険税が一部減額される具体的な要件

- 世帯の主たる生計維持者について
- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少(保険金、損害賠償等による補填は控除する)する見込みがあること
 - (2) 前年の所得合計額が1,000万円以下であること
 - (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計が400万円以下であること
- (注意)申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

●保険税の減免額は、減免対象保険税額(A×B÷C)に減免割合(d)をかけた金額です。

- 減免対象の保険税額(A×B÷C)
- A: 世帯の被保険者全員について算定した保険税額
 - B: 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額
 - C: 主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

●合計所得金額に応じた減免割合(d)

300万円以下の場合	全部(10分の10)
400万円以下の場合	10分の8
550万円以下の場合	10分の6
750万円以下の場合	10分の4
1,000万円以下の場合	10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税の全部を免除

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

問 税務課 ☎ 34-0961

●徴収猶予の「特例制度」について

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年以内の期間に限り、町税の徴収の猶予を受けることができます。担保の提供は不要で、延滞金もかかりません。

●徴収猶予の「特例制度」について

以下の①、②両方に該当する納税者(個人、法人)が対象になります。

- ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年の同期に比べて20%以上減少している。
- ②一時に納付し、又は納入を行うことが困難である。

●対象となる町税

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する町県民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税が対象となります。

●申請にご用意いただくもの

事業収入等の減少の事実があることが確認できる書類

●申請期限

令和2年6月30日または納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日までに申請が必要です。



新型コロナウイルス感染症に関わる 介護保険料の減免について

問 税務課 ☎ 34-0961

新型コロナウイルス感染症による影響で被害を受けた

介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）は、介護保険料の減免を受けられる制度があります。

申請には、収入を証明する書類が必要です。減免の種類・申請する方の状況によって必要書類が異なりますので、事前に税務課へお電話等でご確認ください。

減免について

保険料の納付が困難な第1号被保険者については、申請により介護保険料を減免する制度があります。

<減免の対象となる保険料>

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限があるもの
(特別徴収の場合は、支給日が対象期間内の保険料が対象)

<A. 新型コロナウイルス感染症による死亡・傷病に関わる減免>

対象者：新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った第1号被保険者

減免額：上記の減免の対象となる期間に関わる介護保険料の全額



<B. 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少に関わる減免>

対象者：新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の2点に該当する第1号被保険者

1. 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上
2. 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計が400万円以下

減免額：以下の「対象額の計算」にて算出した金額に「減免割合」を乗じた金額

「対象額の計算」：対象期間の保険料額×世帯の主たる生計維持者の減少した事業収入等の前年の所得割÷世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

「減免割合」：前年の所得金額が200万円以下の場合：対象保険料の10分の10

前年の所得金額が200万円を超える場合：対象保険料の10分の8

※事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず対象保険料額の10分の10を免除

介護保険負担限度額認定証の 更新時期です

問 健康福祉課 介護保険係 ☎ 32-2421

①介護保険負担限度額認定証の更新時期です

低所得の方には、申請により介護施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）やショートステイ利用時の食費・居住費（部屋代）の負担が軽減されます。該当の方には負担限度額認定証（黄緑色）を発行していますが、7月31日で有効期限が切れますので、引き続きサービスを利用される場合は、更新の手続きをしてください。6月下旬から7月中旬にかけて、現在対象となっている方には更新の案内を送付します。

②要介護認定を受けられている方全員に、新しい負担割合証を送付します

現在、介護認定を受けておられる方全員に負担割合証（びわ色）を発行していますが、7月31日で有効期限が切れますので、新しい証を送付します。自己負担は本人等の所得に応じて、1割、2割、3割となります。新しい負担割合証が届きましたら、ご利用の介護保険サービス事業所に提示をお願いします。

【熱中症予防強化月間】 「新しい生活様式」における 熱中症予防行動をしましょう!

問 健康福祉課 ☎ 32-2421

行政情報 町からのお知らせ

新型コロナウイルスの感染症予防による自粛生活で、外出の機会が減り、日光に当たったり歩いたりする機会が減ったことで、暑さに弱くなり、熱中症にかかりやすくなっています。例年よりも一層熱中症にご注意ください。

熱中症予防行動

高齢者や子ども、障がいのある方は
特にご注意!



1. 暑さを避けましょう

- ・エアコンを利用するなど、部屋の湿度を調整しましょう。
- ・衣服の工夫や冷却グッズで熱を逃がしましょう。
- ・外出時は、帽子や日傘で日ざしを避けましょう。

2. 適宜マスクをはずしましょう

- ・気温・湿度の高い中でのマスク着用は注意が必要です。
- ・屋外で人と十分な距離を確保できる場合には、マスクをはずしましょう。
- ・マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動は避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩しましょう。

3. こまめに水分補給しましょう

- ・喉が渇く前に水分補給をしましょう。
(マスクをすると喉の渇きを感じにくくなります)
- ・1日あたり1.2リットルを目安にしましょう。
(持病がある方は主治医にご相談ください)
- ・大量に汗をかいた時は、塩分も忘れずに取りましょう。

4. 暑さに備えた身体づくりをしましょう

- ・しっかりと睡眠がとれる工夫をしましょう。
- ・夏バテを防ぐ、たんぱく質・ビタミンB1・ビタミンC・ミネラル・クエン酸を豊富に取りましょう。
- ・1日1回、屋内や外で適度に運動をしましょう。



みんなで見守り・支え合いましょう

高齢者の脱水症が増えています。食事や水分の摂取量が減りがちな高齢者は、本人も周囲も気づかないまま脱水状態に陥り、正しい処置を施さないと重症化して命にかかわることがあります。めまいやふらつき、ぼんやりしたり、食欲不振などの症状は、脱水症を起こしている可能性があります。家族や周囲の人が気をつけてあげましょう。

新聞や牛乳がたまっている、毎朝顔を合わせるのに今朝は見かけない……。

心配だな、と感じた時はご連絡ください。



問 神河町地域包括支援センター ☎ 32-2421

2020年度「地区別人権教室」開催中止について

今年度の地区別人権教室は、新型コロナウイルス感染の第2波・第3波が予想されるなか、3密を防ぐため中止します。

今年度は、神河町ケーブルテレビを利用した「人権教室」を実施します。なお、放映日時については、告知放送等でお知らせします。

問 教育課 ☎ 34-0212



新型コロナウイルスの感染拡大を防止する「ひょうごスタイル」の推進

問 健康福祉課 ☎ 32-2421



今後の感染拡大防止のために、引き続き一人ひとりが感染予防に取り組みましょう。

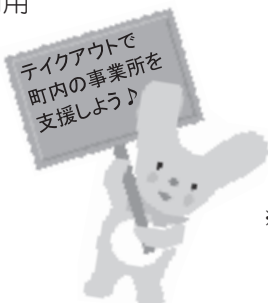
基本の感染症対策

- 「3密」(密閉・密集・密接)を避ける
こまめに換気をしましょう。
- 身体的距離(ソーシャルディスタンス)の確保
できるだけ2m、最低1mの距離を保ちましょう。
- マスクの着用、咳エチケットの徹底
症状がなくてもマスクを着用しましょう(熱中症に注意)。
- 手洗い・手指消毒
帰宅時、用便後、食事前など、こまめに石けんで手を洗いましょう。
消毒液は手にたっぷりとり、指の間や手の甲にもいきわたるように、完全に乾燥するまですり込みましょう。
- 体温測定・健康チェック
日頃から体調管理を心がけ、熱や風邪症状のある時は自宅で療養しましょう。



食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも利用
- 対面ではなく、横並びで座る。
- お酌、グラスやお猪口の
回し飲みは避ける。
- 会話は控えめに
- 大皿は避け、料理は個々に



買い物

- 通販、電子決済の利用
- 展示品への接触は控える。
- レジに並ぶときは、前後にスペース
- 計画を立て、1人または少人数で
すいた時間に素早く済ませます。

※兵庫県 兵庫の新たな生活様式「ひょうごスタイル」より

スポーツ等

- ジョギングやウォーキングは少人数で
- すれ違うときは距離をとる。

◆24時間対応コールセンター
(予防・検査・医療に関するご相談)
☎ 078-362-9980

新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた救急蘇生法について

胸骨圧迫のみの場合を含め、心肺蘇生はエアロゾル(ウイルスなどが浮遊した空気)を発生させる可能性があるため、以下に留意してください。

- 感染症が流行しているときは、全ての心停止傷病者に感染の疑いがあるものとして対応してください。
- 成人の心停止に対しては、人工呼吸を行わず、胸骨圧迫とAEDによる電気ショックを実施してください。
- 子どもの心停止に対しては、講習を受けて人工呼吸の技術を身に付けていて、人工呼吸を行う意思がある場合には、実施してください(窒息や溺水など呼吸障害が原因となる場合が多いため)。
- 反応確認・呼吸観察の際に、傷病者の顔と救助者の顔を、近づけすぎない。
- 胸骨圧迫の開始の前に、ハンカチ、マスク、タオル等を、傷病者の鼻と口にかぶせる。
- 処置後には石鹸と流水で速やかに手と顔を洗う、かぶせたハンカチ等は直接触れずに廃棄する。



神河町職員募集

問 総務課 ☎ 34-0001

職種・勤務先・採用予定人数

一般行政職・神河町役場・3名程度

初任給 ・大学卒業者（4年制） 171,700円
 ・短大卒業者（2年制） 160,100円
 ・高校卒業者 150,600円

※現在の標準的な初任給月額です。
 経歴等に応じて加算される場合があります。

受験資格

平成3年4月2日以降に生まれた人（29歳までの人）で、高校以上を卒業した人又は令和3年3月に高校卒業見込みの人

欠格条項（地方公務員法第16条）

- 次のいずれかに該当する人は、受験できません。
- (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - (イ) 神河町において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - (ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

採用予定日 令和3年4月1日

1次試験日及び場所

令和2年9月20日（日）
 神戸医療福祉大学（福崎町高岡1966-5）



1次試験の方法

- 教養試験と作文試験を行います。
- (A) 教養試験は、高校卒業程度の一般教養について試験を行います。
 - (B) 作文試験は、初級公務員として必要な知識及び表現力について試験を行います。

1次試験合格発表 10月上旬

2次試験日及び場所

10月下旬及び11月上旬
 日時、場所等については、1次試験合格者に通知します。

2次試験の方法

集団討論と適性検査及び個別面接による口述試験を行います。

合格発表 11月中旬

受験手続及び受付期間

申込用紙は、7月6日(月)から役場総務課で交付します。なお、申込用紙を郵便で請求する場合は、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角2号)を必ず同封してください。

受験申込は、7月13日(月)から8月7日(金)まで(平日の午前8時30分から午後5時15分まで)、役場総務課で受け付けます(郵送も同様)。

受験手続その他のお問合せは、総務課へご連絡ください。

放送大学入学生募集

放送大学は、テレビ・インターネットで授業を行う通信制の大学です。働きながら大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で、幅広い世代の方が学んでいます。

ただいま2020年10月入学生を募集しています。詳しい資料を送付しますので、お気軽にお問合せください。

○募集学生の種類

— 教養学部 —

- 科目履修生（6か月在学し、希望する科目を履修）
- 選科履修生（1年間在学し、希望する科目を履修）
- 全科履修生（4年以上在学し、卒業を目指す）

— 大学院 —

- 修士科目生（6か月在学し、希望する科目を履修）
- 修士選科生（1年間在学し、希望する科目を履修）

○出願期間

2020年6月10日～8月31日、9月1日～9月15日（インターネット出願も受け付けています）

○資料請求（無料）・お問合せ先

放送大学兵庫学習センター ☎078-805-0052 〒657-8501 神戸市灘区六甲台町2-1
 姫路サテライトスペース ☎079-284-5788 〒670-0012 姫路市本町68-290
 放送大学ホームページ <https://www.ouj.ac.jp>



焼却火の不始末に 注意しましょう！

問 住民生活課 ☎ 34-0963

兵庫県内では、今年に入って、稲わらや枯草の焼却、あぜ焼き、たき火等の監視不足や焼却後の不始末を原因とした火災が増えて、山火事になったり、隣の建物に燃え移ったりしています。

焼却火の不始末による火災を防ぐためには

- 風の強い日には、たき火等をしない
- 水バケツなどの消火用具を必ず準備する
- 準備した消火用具で消火できる範囲で少しずつ小分けにして燃やす
- 終わるまでは、その場を離れてはいけません

農業・林業又は漁業を営むためにやむを得ない場合等以外の焼却行為は原則禁止されています。

また、例外とされる行為に該当する場合であっても、苦情等があれば焼却を中止していただくようお願いいたします。



ご活用ください！ かみかわブランド開発 支援事業補助金

問 ひと・まち・みらい課 ☎ 34-0002

神河町の魅力を広くPRするため、神河町内の資源（食材等）を使った商品の開発などにかかる経費を支援しています。

町内の産品を使用して商品開発をされる場合は、ぜひご活用ください。

- 補助金額 1事業者1商品につき10万円以内
- 対象経費 試作材料費、容器・包装作成費、PR経費など
- 補助条件 次のいずれにも該当すること

- ①神河町内の資源（食材等）を使用すること
- ②常時販売できること
- ③商品名に「神河」「かみかわ」の文字を使用すること
- ④商品の包装に「カーミン」のイラストを使用すること
- ⑤令和3年3月31日までに商品化すること

補助制度の詳細な内容は、ホームページでご確認いただくか、ひと・まち・みらい課までお問い合わせください。

ツキノワグマによる 人身事故防止のために

問 地域振興課 農林業係
☎ 34-0960

春から秋にかけてはクマが活発に行動する時期となります。このため、食料を求めて人家や納屋、果樹園などにやってくる可能性が高まっています。

クマを集落や農地に寄せ付けないよう、また、不意にクマに遭遇しないよう、特に次の点に注意しましょう。

！クマを寄せ付けないポイント！

1. ゴミを屋外に置かないようにしましょう。
2. 食料は、クマに気づかれないところに収納しましょう。
3. 果実は早めに収穫しましょう。
4. できるだけヤブや草むらを刈りましょう。

・森林や森林の近くに行くときは音の出るものを携帯しましょう

山や森林付近の農地に出かけるときまたは夜間に外出するときは、鈴やラジオなどの音の出るものを身に付けましょう。特に雨の日や川沿いの場所では人間の臭いや物音がクマに伝わりにくいため、大きな音を出して人間の存在を知らせましょう。

・人里でも夕方から朝までの外出は特に注意しましょう

クマは、夕方から早朝の間に人里に出没する可能性が高くなります。この時間帯は、絶対に柿の木や栗の木の近くなど、クマが居そうな所に近づかないでください。

クマを目撃したら



クマを目撃した場合は、**地域振興課農林業係、福崎警察署（☎23-0110）**にご報告をお願いします

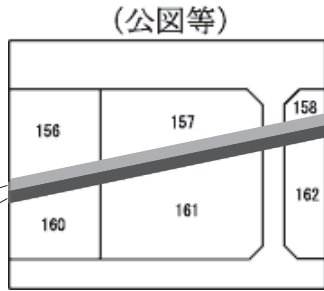
ほうていがい こうきょうぶつ

法定外公共物の用途の廃止 と買取り手続きについて

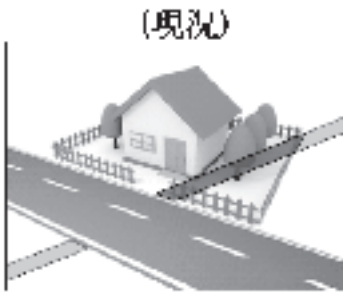
問 地籍課 ☎ 34-0965

『法定外公共物』とは、道路や河川などの公共物のうち、道路法や河川法等の適用を受けないものを言います。一般的には、里道（赤線）・水路（青線）と呼ばれており、法務局に備え付けの公図などで、「道」「水」と表示されたり、赤色や青色で表示されているものです。

里道（赤線）
水路（青線）



里道や水路などの法定外公共物の中には、法務局の公図等に表示されていても、現況が宅地や田畑の一部になってしまっているものがあります。



このような場合は、機能が失われた部分の用途を廃止する申請を行ったうえで、その部分の買取り手続きをしていただく必要があります。ただし、公的機能

が失われた場合に限りです。

法定外公共物は以前、国の財産でしたが、市町に譲与されましたので、申請手続きがしやすくなっています。希望される方は地籍課にご相談ください。

なお、手続きに伴う測量や土地の登記などに要する費用は申請者の負担となります。

まちの話題 Kamikawa Topics

6/2

白寿おめでとうございます!!



吉田玄郁様（根宇野）の白寿のお祝いをさせていただきました。

これからも健康に留意され、長生きしてくださいね。



みんなの写真大募集!

問 かみかわ夏まつり運営委員会事務局
(地域振興課商工観光係) ☎ 34-0971

今年は、残念ながら中止となりました「かみかわ夏まつり」ですが、8月1日（土）19時30分からケーブルテレビで過去の夏まつりの映像を放送します。そこで、毎年募集しています”ほっこり笑顔”の写真も今年も募集し、当日の放送で紹介させていただきます。また、笑顔の写真だけでなく、家族写真、おもしろ写真、今年産まれた赤ちゃんの写真なども併せて募集します。年齢・性別は問いませんので、多数の方々のご応募をお待ちしています。

提出形式 データ形式

(郵送又はデータを持参ください。なお、提出されたデータは返却できませんのでご了承ください)

受付期間 7月17日（金）まで

受付場所 地域振興課 商工観光係



消費者
問題周りに嘘をついて
ギャンブル等を
していませんか

ギャンブル等依存症は、ご本人や周囲の方に深刻な影響を及ぼします。

ギャンブル等をしてみようと思っている人やギャンブル等をしている人が気を付けるべきポイント

1. 法令で定められた年齢で達していない人が、ギャンブル等をする事は認められていません。
2. 仕事がうまくいかないストレス、ビギナーズラックなど、誰にでもあるようなちょっとしたきっかけで、ギャンブル等依存症になってしまう可能性があります。
3. ギャンブル等依存症になってしまうと、借金をするのは問題だと分かっているにもかかわらずやめられなくなってしまいます。

周囲の人が気を付けるべきポイント

1. 借金の肩代わりは禁物です。ご本人が立ち直るきっかけを奪ってしまいます。
2. ご本人の状況に振り回され、周囲の方も不健康な思考に陥ることのないようにしましょう。

困ったときは、消費者ホットライン(☎188)または神崎郡消費生活中核センター(☎22-4977)にご相談ください。

ごみ
減量新型コロナ対策特別定額
給付金を利用してコンポスト
を購入しませんか

家庭の生ごみを減らしましょう 大好評!「コンポスト購入費助成事業」

神河町では、ごみの分別・減量・資源化に取り組んでいます。その取組の1つとして、指定された生ごみ処理容器(コンポスト)の購入費用の約1/2を助成しています。開始してから多くの方から住民生活課(☎34-0963)へ申請がありました。あなたも始めてみませんか?

《申請手続き》

購入費を立て替えた後で、助成金を受ける場合

- ①町内または町外の店(ネット販売含む)で町の指定するコンポストを購入する。
- ②領収書と認印・振込先の通帳を持って住民生活課の窓口へ行き、手続きをする。
- ③町から個人の指定口座に振り込みされる。

町内の指定販売店で購入する場合(電動コンポスト限定)

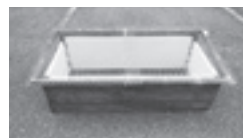
- ①認印を持って住民生活課の窓口へ行き、手続きをする。
- ②交付された「助成券」を指定販売店に持参して、電動コンポストを購入する。
- ③町から指定販売店に振り込みされる。

《指定コンポストの品名と耐用年数》

*助成台数は1世帯1台で、耐用年数期間内は再申請できません。



①木製コンポスト
(底あり)5年



②木製コンポスト
(底なし)3年



③電動コンポスト
10年



④釣鐘型
コンポスト
8年



⑤EMIほかしコンポスト
10年

年金
だより

ご存知ですか?
会社を退職されたときは
届出が必要です

会社を退職されたときは、第2号被保険者(厚生年金)から第1号被保険者(国民年金)への変更の届出が必要となります。※第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)であった方についても、第1号被保険者への変更の届出が必要となります。

《手続き》

厚生年金等の「資格喪失証明書」を持参の上、住民生活課または神崎支庁舎へお越しください。

※証明書は、お勤めされていた事業所で交付を受けてください。

《保険料額》

国民年金の保険料は、月額16,540円(令和2年度)です。

退職(失業)により国民年金の保険料の納付が困難なときは、保険料の納付を免除される制度があります。

《手続き》

申請する年度または前年度において退職(失業)の事実がある場合に対象となります。住民生活課、神崎支庁舎または姫路年金事務所「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を提出してください(申請書はそれぞれの窓口へ備え付けてあります)。

《手続きに必要なもの》

- ①基礎年金番号または個人番号がわかるもの(年金手帳、個人番号カード等)
- ②認印(本人が署名する場合は不要)
- ③失業していることを確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証、離職票等の写し)

お問合せ

ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-1003-1004
姫路年金事務所 ☎079-1224-6382
住民生活課 ☎34-0962



実施日	事業名	対象者	受付時間	場所
3日 (金)	すくすく相談 (乳幼児相談)	H28年4月・5月生まれ H30年6月生まれ R1年6月・11月生まれ 及び希望者	13:30 ～15:00	神 崎 支 庁 舎
18日 (土)	プレパパプレママ教室 (予約制)	妊婦とパートナー ママだけの参加も可	9:30 ～9:40	
21日 (火)	プレママCafé (予約制)	妊婦と生後6か月までの お子様の保護者	9:30 ～9:40	
22日 (水)	1歳6か月児健診	H30年9月～10月生まれ	12:30 ～13:00	
	3歳児健診	H28年12月～ H29年2月生まれ	13:30 ～14:00	
28日 (火)	もぐもぐ教室 (離乳食教室)	R2年4月～5月生まれ	13:30 ～13:40	
14日 (火)	健康福祉 なんでも相談	一般住民	9:00 ～11:30	中 播 磨 健 康
	栄養相談	一般住民	9:00 ～11:30	
22日 (水)	こころのケア相談 ☆精神科医師相談	一般住民 (予約による個別相談)	9:30 ～11:00	福 祉 事 務 所

2歳未満の子どもにマスクは不要、むしろ危険です!

☆乳児のマスク使用ではとても心配なことがあります。

- 乳児の呼吸器の空気の通り道は狭いので、マスクは呼吸をしにくくさせ、呼吸や心臓への負担になる。
- マスクそのものやおう吐物による窒息のリスクが高まる。
- マスクによって熱がこもり熱中症のリスクが高まる。

(日本小児科医会より)



令和2年度「食育絵手紙」コンクール

兵庫県では、“食育”を実践するためのメッセージを絵と言葉で伝える「絵手紙」を募集しています。

募集
テーマ

テーマ① 「朝食の大切さを伝えるメッセージ」

1日の始まりとなる朝食をしっかりと食べ、健全な生活リズムをつくることを伝えましょう。

テーマ② 「魅力あふれるひょうごの食材を伝えるメッセージ」

県内や地域で生産された食べ物の魅力を、次の世代に伝えましょう。

応募方法など詳しい情報は、
兵庫県ホームページをご覧ください。

兵庫県 食育絵手紙コンクール

検索



Cooking 元気の素

豚肉×レモンで疲労回復!

ポークレモンソテー

■ 材料 (2人分)

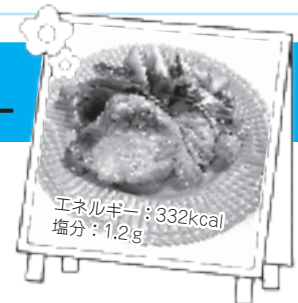
- ・豚ロース肉 (とんかつ用) 2枚
- ・塩こしょう 少々
- ・オリーブオイル 小さじ1
- ・白ワインor酒 大さじ1

ーソースー

- ・バター 10g
- ・レモン (果汁) 1/2個分

■ 作り方

- ① 豚肉は赤身と脂身の境目に数か所包丁を入れて筋を取り、全体をフォークで刺して、軽く塩こしょうをふる。
- ② フライパンにオリーブオイルをしき、豚肉を並べて強めの中火で熱し、こんがり焼き目がついたら裏返し、白ワインを加えてふたをし、蒸し焼きにする。
- ③ 火を止めて、ペーパータオルで余分な油をふきとり、ソースの材料を加え、余熱で全体に絡める。
- ④ 食べやすい大きさに切って、器に盛りつけ、ソースをかける。



豚肉に含まれるビタミンB1やレモンのクエン酸は疲労回復効果、レモンのリモネンという香り成分やビタミンCは免疫力を高め、抗酸化作用でメラニンの生成を抑える働きがあります。また、旬の夏野菜は、ビタミン類が豊富で体を冷やす効果がありますので、積極的に取り入れて元気にこの夏を乗り切りましょう!





公立神崎総合病院のコーナー

Hospital

☎ 32-1331

お口の健康のはなし①



お口の健康と全身の健康は、とても深い関係にあります。むし歯や歯周病は口の中で発症しますが、歯周病菌とその毒素は血流に乗って全身に回っているのです。

多くの方がむし歯を気にされるかもしれませんが、実は歯周病も厄介です。歯周病を引き起こす細菌は、脳梗塞、心筋梗塞、高血圧、糖尿病、認知症、誤嚥性肺炎、早産など様々な病気を引き起こし、悪化させる場合があることが分かっています。また、歯周病は、骨を溶かす病気とも言われています。

歯ぐきが下がっていくだけでなく、ひどくなると顎の骨が溶けていきます。

生涯にわたって健康的な歯でおいしく食事ができて、幸せな生活を送っていただくために、歯科医院で「定期健診」を受けるとともに、日々のお口のケアに努めましょう。

来月は、歯のセルフケアのポイントについてお伝えします。



Care Station



ケアステーションかんざきだより

☎ 32-1910

食生活のマインドチェンジ —人生100歳時代を生き抜くために—

「いくつになっても元気でいたい」。誰もが願うことですが、その上でちょっと気をつけていただきたいことについてお話しいたします。

高齢者、なかでも75歳以上の方では、要介護状態となる要因として、脳卒中のような疾病よりも「高齢による衰弱」の割合が高くなっています。要介護状態の前段階を「フレイル（虚弱）」と呼び、この段階での予防が最も効果的で重要となります。フレイル予防には、適切な運動（活動）とともに、食事の量と内容に気を配ることが大切で、特に活動のエネルギー源となる炭水化物は、たんぱく質と共にしっかり摂ることが求められています。

ところが、健康意識の高い方であっても低栄養状態となっている高齢者が増えているように

感じます。成人から中年期にかけては、メタボなど生活習慣病の予防のために、意識的に食事量や高カロリーを避けるようになってきている方が多いと思います。しかし、そのままの意識で高齢期まで続けると、低栄養によるフレイルなどの健康問題につながる可能性があります。

最近では、高齢者にとっての栄養問題は、過栄養（太りすぎ）よりも、低栄養（痩せすぎ）の方が問題となってきています。人生100歳時代を生き抜くために、しっかり食べて良好な栄養状態を維持できるように意識を変えていくことが重要です。

食生活の具体的なアドバイスは、町の栄養士や保健師などが行っています。

お気軽にご相談いただき、いつまでもお元気でお過ごしください。



公民館へ 行こう!

中央公民館 ☎ 34-1450
神崎公民館 ☎ 32-1681

神河シニアカレッジ

7月 1日 (水)	「敵を知り、己を知る－新型コロナとインフルエンザ W流行に備えて」 神崎総合病院院長 宮原 誠二 氏 10:30～12:00 会場：グリーンデルホール
-----------	---

成人ゼミナール

7月 18日 (土)	「姫路藩の御用紙」 兵庫県立大学講師 宇那木 隆司 氏 13:30～15:00 会場：神崎公民館 視聴覚室
------------	---

7月のロビー展

神崎公民館	さくら陶芸作品展
-------	----------

第15回神河町美術展

コロナ禍により開催を検討しておりましたが、今年度も町美術展を行なうことになりました。町内はもとより、より多くの方々に出品いただき美術展を盛り上げてくださいますようお願いいたします。

期 間	9月4日(金)～9月6日(日)
会 場	神河町神崎公民館・ 神崎体育センター
作品部門	日本画・洋画・書・ 彫塑工芸・写真
出 品 料	無 料
搬 入	8月29日(土) 10:00～16:00 8月30日(日) 9:00～11:00
搬 出	9月6日(日) 16:00～ 受賞者と神崎郡外の出品者 16:30～ 神崎郡内の出品者
表 彰 式	9月6日(日) 14:00～
主 催	神河町 神河町教育委員会
後 援	神河町議会・神崎郡美術協会・ 神河町文化協会・神河町商工会・ 兵庫西農業協同組合・中はりま森林組合

※公募要項・出品申込み書についてのお問い合わせは、
中央公民館・神崎公民館 までお願いします。

公民館教室が始まりました

先月から令和2年度の公民館教室が始まりました。

【6月より開設の教室】

- ・成人ゼミナール ・クラフトテープ工作講座
- ・和小物講座 ・英会話(入門編) ・パソコン(初級)
- ・古文書(初級) ・ゆかた着付け

【今後開設される教室】

- ・自家焙煎コーヒー ・子ども教室



クラフトテープ工作講座



英会話(入門編)

神河シニアカレッジ自治会活動 6月16日(火)

グリーンエコー笠形において、今年度シニアカレッジで共に学ぶ受講生のみなさんが、グラウンドゴルフを通して、親睦を図りました。お互いにソーシャルディスタンスを守りながら和気あいあいの活動でした。



文 芸 欄

くちなし句会

閉じこもる日々の暮らしや豆の飯
草壁 美江
蕾なで芍薬畑で立ち話
竹西 教子
夏めきて湧く名水のゆたかなり
山名きくゑ
青空も若葉も揺るる水面かな
小林 厚子

神河シニアカレッジ短歌クラブ

朝方の水面に映る逆さ絵に
岸口 操
虫が輪を描き田のアクセント
我慢して辛き検査と治療受け
岡田 陽文
命助かり今ここに居り
花まつりつじに囲まる花御堂
佐想 克代
コロナの終息早かれと祈る
元気だと君の便りが届きし日
戸田加代子
私の空に虹がかかれり
無住寺の枝垂れ桜が咲きこぼれ
藤原 信吾
宿る精霊君を見つむる
吉野さんノーベル受賞おめでとう
真弓 茂實
貴殿の笑顔私もらいます
見渡すや櫻芽にこごみ蔭うと
大森 春美
山茶最中や黙黙と摘む
テレビつけトップニュースはまずコロナ
中井 幾代
コロナとマスクはもうごめん
四方みどり薫風走りて麦熟れる
井上 秀樹
鳶の滑空ゆるり円描く



おひさま☆きらきら通信

きらきら館（神河町中村 29 ☎ 32-2410）

開館時間 9時～17時 休館日 月曜日

木の貯金箱づくり 8月8日（土）

場所 きらきら館

時間 〈午前の部〉10時～11時30分
〈午後の部〉13時30分～15時

内容 のこぎりで板を切り、金づちでくぎを打って、木の貯金箱を作ります。

対象 町内在住の小学生

持ち物 金づち、軍手、お茶

午前・午後の部 定員各10名 ※7/15(水)から先着順で受け付けます。お申し込みは、きらきら館まで

あそびにきてね！ おひさまルーム・なかよしルーム

大河内保健福祉センター 2階
(神河町比延 5-2 ☎ 34-0315)

利用時間…10時～16時
休館日…土曜・日曜・祝日
(警報発令時はお休みです)

※子育てグループ活動・体操教室は、途中入会できます。
お問い合わせは、きらきら館まで
※グループ活動・体操教室・あおぞら図書館の日程は、くらしのカレンダーをご覧ください。

新しい絵本が入りました!



パクパクごっくん (こどものとも0・1・2)
うさぎさんのたんじょうび (こどものとも年少)
りんごりらっぱ (こどものとも年中)
スーパーてるてる (こどものとも)
くずのしげみでみつけたむし (かがくのとも)
いしがきのすきまに (ちいさながくのとも)
へんかしら そうかしら
しろいおひげなにたべた?
はい!
おやさしいしろくま
おべんとうしろくま
いちにちおばけ
おばけのケーキ屋さん
せんろはつづく まだつづく
せんろはつづく どこまでつづく

田村ゆうこ
小川かなこ
あべけんじ
みねおみつ
小林俊樹
かわしまはるこ
内田麟太郎
Miya Uni
中川ひろたか
柴田ケイコ
柴田ケイコ
福部明浩
S A K A E
竹下文子
竹下文子

おすすめ図書 (中央公民館)



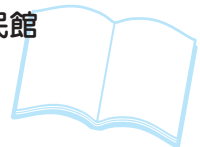
死者との対話

著者：石原 慎太郎 / 発行所：文藝春秋

インパール作戦で多数の戦友を失った男が戦後にとった行動とは? (『暴力計画』)。死に直面する作家が自在なリズムで自己と対話する (『ある奇妙な小説 - 老惨』)。末期患者と看護人の間に芽生えた奇妙な友情 (『死者との対話』)。ある少女を襲った残酷な運命 (『いつ死なせますか』)。切れ味の鋭い掌編の連打 (『噂の八話』)。「これは私の一生を通じて唯一の私小説だ」 (『死線を越えて』)。ヨットレースを引退した男の胸に去来するものは (『ハーバーの棧橋での会話』)。齢87を迎え、死と直面する自らを捉える作家の冷徹な眼 - 珠玉の七編

図書室へ行こう! 中央公民館・神崎公民館

新刊図書のご案内



中央公民館

死者との対話 石原慎太郎
「好き」の因数分解 最果 タヒ
話すチカラ 齋藤 孝・安住紳一郎
君はるか 古関裕而と金子の恋 古関 正裕
迷宮の月 安部龍太郎
暗鬼夜行 月村 了衛
金の顔 菊野 啓
うめももさくら 石田 香織
さよなら願いごと 大崎 梢
結婚させる家 桂 望実
他7冊

神崎公民館

駆け入りの寺 澤田 瞳子
カケラ 湊 かなえ
任侠シネマ 今野 敏
カインの傲慢 中山 七里
妖の掟 誉田 哲也
ユーカリの木の蔭で 北村 薫
きたきた捕物帖 宮部みゆき
ダブル・トライ 堂場 瞬一
真贋力 有馬 頼底
触法少女 誘悪 ヒキタ クニオ
他10冊

○貸出・開館日の午前9時から午後5時まで ・各館ごとに1人3冊まで2週間
○返却・3館(中央公民館・神崎公民館・きらきら館)どこでも返却可 両公民館のみ開館日の午後9時30分まで(日曜・祝日は午後5時まで)
○図書館相互利用 姫路市・相生市・赤穂市・福崎町・神河町の図書館では、マイナンバーカードで本の貸し出しが出来ます。

あおぞら
図書館

7月4日(土) 吉富・大山・猪俣方面
7月21日(火) 寺前・大河方面
9:30～12:00の間に、みなさんの地域を車で巡回しています。お気軽にご利用ください。



くらしの情報 INFORMATION



時日時 **場**ところ **対**対象
主主体・主催 **内**内容 **講**講師
費費用 **定**定員 **他**その他
申申込み (郵郵便で **Tel**電話で
Faxファックスで **HP**ホームページから **窓**窓口で
先先着順 **抽**定員超過の場合は抽選)
問問合せ先 ☎ 電話番号 Fax ファックス
 HP ホームページ Mail E-mail

各課の電話番号

本庁舎

総務課	34-0001
ひと・まち・みらい課	34-0002
議会事務局	34-0213
地域振興課	
商工観光係	34-0971
農林業係	34-0960
教育課	34-0212
住民生活課	34-0962
税務課	34-0961
建設課	34-0964
上下水道課	34-0966
会計課	34-0968

神崎支庁舎

健康福祉課	32-2421
-------	---------

大河内保健福祉センター

地籍課	34-0965
-----	---------

その他

中央公民館	34-1450
神崎公民館	32-1681
センター長谷	35-0001
公立神崎総合病院	32-1331
ケーブルテレビ	32-2752

本庁・神崎支庁舎の開庁時間

祝日を除く月曜日から金曜日
午前8時30分から午後5時15分まで



募

集

令和2年度人権問題文芸作品
「のしぎく文芸賞」募集

兵庫県と公益財団法人兵庫
県人権啓発協会では、人権の
大切さや思いやり、支え合う
ことの素晴らしさなど、人権
文化の創造や人権課題の解決
に関する内容が描かれた文芸
作品(小説、随想(手記・作
文を含む)、詩、創作童話)を
募集しています。

時9月10日(木)まで
対県内在住、在勤、在学の方
で、インターネット上を含
む未発表・未投稿の自作の
作品に限ります。字数制限
がありますので、詳しくは
当協会へお問い合わせくだ
さい。

問(公財)兵庫県人権啓発協会
☎078-1242-15355



お知らせ

個人番号カード臨時交付窓口
および申請窓口の開設

個人番号カードを申請され
た方で、また受け取りに來ら
れていない方を対象に臨時交
付窓口を開設します。対象者
にはハガキで案内を送ります。
また、これから個人番号カ
ードを作る予定の方を対象に
申請のお手伝いをさせていた
だきます。どちらも予約制で
すので、ご希望の方は役場住
民生活課まで電話でお申し込
みください。

時8月2日(日) 午前9時～
午後0時まで

場・**問** 住民生活課
☎34-10962

他予約時間 平日の午前9時か
ら午後5時まで(土日及び時
間外の受付はできません)

個人番号カードの申請を希
望される方は、次のものを
持参してください。申請に
必要な写真は、無料で撮影
します。

- ・通知カード
- ・住民基本台帳カード(お
持ちの方のみ)
- ・本人確認できるもの(免
許証等)
- ・印鑑

7月は、社会を明るくする運
動の強化月間・再犯防止啓発
月間です

社会を明るくする運動と
は、すべての国民が、犯罪や
非行の防止と犯罪や非行をし
た人たちの更生について理解
を深め、それぞれの立場にお
いて力を合わせ、安全で安心
な地域社会を築くための全国
的な運動で、昭和26年に始ま
り、今年で記念すべき70回目
を迎えます。例年、7月の強
調月間に「駅頭、街頭啓発活

動」及び「社会を明るくする
運動」神崎郡住民大会を開催
していましたが、今年は新型
コロナウイルス感染症拡大防
止のため中止させていただきました。
その他の取組みとして、
広報車や防災行政無線で啓発
活動を行います。

住民の皆様の「更生保護の
心」、そして「助け合いの
心」が地域社会に広がってい
くことを願います。

問 住民生活課
☎34-10962

青少年の非行・被害防止強調
月間

時7月1日～8月31日

次世代を担う青少年の育成
には、関係団体が相互に協力
しながら、地域が一体となつ
た取り組みが必要です。神河町
において青少年の非行・被
害防止のために、行政と関係

JR寺前駅へのみどりの券売機導入について

JR西日本は、7月1日から寺前駅にみどりの券売機を導入します。
この券売機では、お客様自らインターネットで指定券・乗車券が予約
できるe5489サービスで予約した切符の受取り、指定席券の購入な
どができます。券売機導入に伴い、窓口の営業時間が7時50分～18
時35分となりますのでご注意ください。なお、券売機については、5
時から23時までご利用できます。

詳細は、JRおでかけネット

HP <https://www.jr-odekake.net/>にてご確認ください。



団体が連携して様々な事業を実施します。

住民の皆さまも、神戸町の子どもの健やかな育成に向け、ご理解とご協力をよろしく願います。

●**最重要課題（内閣府発表）**

SNS利用に係る子供の性被害等の防止

●**重点課題（内閣府発表）**

①有害環境への適切な対応

②薬物乱用対策の推進

③不良行為及び初発型非行（犯罪）等の防止

④再非行（犯罪）の防止

⑤いじめ・暴力行為等の問題行動への対応

●**神戸町で実施する事業**

啓発チラシ配布、のぼり旗掲示、青パト巡回パトロール、小学生による午後6時帰宅放送

町立幼稚園・小学校・中学校の夏季休業日の短縮と学校開庁日のお知らせ

問 教育課

☎ 3410212

【夏季休業ロジック】

このたびの臨時休校に伴う授業時数減を補うため、夏季休業期間を次のとおり短縮します。

・夏季休業日

8月8日（土）～8月16日（日）の9日間

1 学期終業式

8月7日（金）

2 学期終業式

8月17日（月）

【学校開庁日について】

町立幼稚園・小学校・中学校では、8月13日から8月15日を学校開庁日とします。学校開庁日には教職員が不在となりますが、ご理解とご協力をお願いします。なお、グラウンド・体育館は従来どおり利用できます。また、学校閉庁日に各学校へ緊急に連絡する必要がある場合は、教育課へご連絡をお願いします。

問 教育課

☎ 3410212

夏の交通事故防止運動実施！
7/15（水）～7/24（金）

『やさしさと笑顔で走る兵庫の道』

夏の時期は、レジャー等により交通量が変化することに加え、日中の暑さを避けて朝夕に活動する高齢者や夏休みに屋外で活動する子供が増加するとともに、暑さによるストレスや疲労等により、気の緩みが生じやすい季節であることなどから、交通事故の多発が懸念されています。この運動は、このような夏特有の情勢を踏まえ、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。

《推進テーマ》

・みんながつくる 通学路の交通安全
・思いやる 気持ちで守る 高齢者

《運動重点》

- (1) 子供と高齢者の安全な通行の確保
- (2) 高齢運転者等の交通事故防止
- (3) 自転車の交通安全
- (4) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- (5) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

西播磨地域都市計画区域マスタープラン等見直し説明会を開催します

公述申出の手法を含む公聴会の詳細については、県広報、県HP及び県広報紙でお知らせします。なお、公述

申出の提出がない場合は、公聴会を開催しません。

時 7月17日（金） 19時～20時
場 姫路市民会館 3階第2会議室

問 兵庫県都市計画課

☎ 078-3362-3578

HP https://web.pref.hyogo.lg.jp/town/ate3_201.html

令和2年6月号7頁及び裏表紙の記載に誤りがありましたので、訂正しお詫び申し上げます。

寄附をいただいた方（7頁）

正：中播広域シルバー人材センター
誤：中播シルバー広域センター

歴史文化遺産の写真（裏表紙）

坂の地蔵尊の写真と西山墓苑萬霊塔の写真位置の誤り（入れ違い）

当たってにっこり
地元もほっこり



サマージャンゴ宝くじの売上金の約4割は、県内市町の住み良いまちづくりに活用されています。売上金は、各都道府県の販売実績等に応じて交付されますので、ぜひ、兵庫県内の宝くじ売り場又はインターネットでお買い求めください。

●発売 7月14日（火）～8月14日（金）

問（公財）兵庫県市町村振興協会
☎ 078-322-1151

宝くじ公式サイトで宝くじを購入できるようにしました！

宝くじ公式サイトはコチラから



お得な特典、便利なサービスいろいろ！宝くじ公式サイト会員登録ステップ

STEP1

「宝くじ公式サイト」を探索！メールアドレスの登録（仮登録）

「宝くじ公式サイト」を探索して、宝くじ公式サイトの新規会員登録ページでメールアドレスを登録（仮登録）します。

STEP2 会員情報の入力（会員登録）

- ① 入力いただいたメールアドレス宛に、メールが届きます。
- ② メールに記載されている会員登録用のURLをクリックします。
- ③ 画面に従って、氏名や生年月日等の情報を入力いただくと新規会員登録が完了します。

宝くじ売り場でポイントをためる/つかうための手続きは以上で完了
宝くじ公式サイトでのネット購入をご利用の方は、引き続きSTEP3の手続きをお願いします。

STEP3 決済情報の入力

ネット購入をご利用される方は、宝くじを購入するための「クレジットカード情報」および「口座情報」をお受け取りに利用する「口座情報」をご登録ください。

以上で、カンタン・便利な宝くじの「ネット購入」がご利用いただけるようになります！

本件に関するお問い合わせ先 宝くじコールセンター TEL 0570-01-1192（ナビダイヤル 有料）TEL 011-330-0777（有料）
受付時間 10:30～18:30（土・日・祝日、年末年始を除く）※電話番号を十分ご確認ください。おかけ間違いのないようお願いいたします。

カーミンの 観光案内所 だより

神河町観光協会

開館時間：午前9時～午後5時
水曜定休日 ☎34-1001
HP <http://www.kamikawa-navi.jp/>

観光協会 

各 SNS (Facebook, Twitter, Instagram) にて、神河町の情報発信・PRを行っています！ぜひチェック&フォローをお願いします。

「かみかわ観光ナビ」で検索してね



新・カーミングッズ、続々登場!!

カーミンの観光案内所では、水で冷やして使える「冷た〜いマスク」、パソコン作業に使えるマウスパッドを新しく販売中！マスクは眼鏡をかけていても曇らず作業できます。マウスパッドと一緒にパソコン作業にいかがですか？

このほか、観光案内所には色々なカーミングッズを販売しています！自分用・お土産用に、ぜひご利用ください♪



好評につき品薄！
要ご予約

冷た〜いマスク

大人用(小・大)650円／子供用600円(税込)



マウスパッド

500円(税込)

4月から岩屋の桃園も使わせていただけることとなり、新たな果樹園が植え付け、日々忙しく時間に追われる毎日過ごしています。



丹波にある歴史ある酒蔵さん



今年植え付けた
柚子の苗木

いらつしやるかと思えます。経済的にも大きな打撃を受け、将来への不安も隠せませんが、先ずは健康に明日を迎える事ができることを心から願っています。私も「東京の飲食店への野菜の出荷」が全てストップしたままとなり、先行き不安な日々を送っております。

島根県にある食品加工業者にお願いして、柚子製品の共同開発に取り掛かりました！また、丹波の酒蔵さんのプロジェクトに参加させていただき「神河柚子」を使ったお酒の製造の話も進めております。今までに無かった「特産品」の製造、開発ができればと少しずつ前進しています。



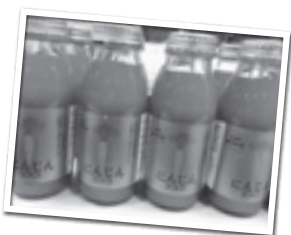
うえさ せつ
植木 節
隊員

地域おこし協力隊の植木です。思いもよらない「コロナウイルス」の影響で生活様式が大きく変わった方も多く

神河町
地域おこし
協力隊

協力隊通信

ひと・まち・
みらい課
☎34-0002



この人参ジュースは、町内のカーミンの観光案内所、道の駅「銀の馬車道・神河」、旧難波酒造の「神河倶楽部」などで販売しています。まだ飲まれたことのない皆さんへぜひ、一度ご賞味ください。

また、お中元・お歳暮など贈答品として、ぜひともご利用ください。

今回は、アグリイノベーション神河で、4年前から取り組んできた「人参ジュース」をご紹介します。この人参ジュースの元になる「京くれない」と「彩誉（あやほまれ）」は、町内の営農組合や担い手農家の皆さんに栽培してもらっています。神河町の美味しい水で育った人参で作る100%人参ジュースです。

今回、アグリ女子通信を担当します、アグリイノベーション神河株式会社の清水桃子と申します。

私は、農業高校出身の経験を生かして、毎年イチゴの収穫ができる町を目指し、冬春イチゴ&夏秋イチゴの栽培に日々奮闘しています。

アグリイノベーション神河

アグリ女子通信

ひと・まち・
みらい課
☎34-0002



SUN (日)	MON (月)	TUE (火)	WED (水)	THU (木)	FRI (金)	SAT (土)	
本庁 役場本庁舎 神支 神崎支庁舎 中公 中央公民館 神公 神崎公民館 保セ 大河内保健福祉センター		グリ グリンデルホール きら きらきら館 カミ カーミンの観光案内所 町グ 町民グラウンド 総病 公立神崎総合病院		1 ・神河シニア教養講座 10:30～ グリ ・おはなしなあに?文庫 14:00～ きら	2 ・神河シニア趣味講座 13:30～ 中公	3 ・パソコン教室(初級) 9:30～ 中公 ・すくすく相談 13:30～ 神支	4 ・あおぞら図書館 9:30～ (吉富～猪篠方面) ・クラフトテープ工作 9:30～ 神公
5	6	7 ・1歳親子活動 10:00～ きら	8 ・0歳親子活動 10:00～ きら ・神河シニア陶芸 13:30～ 神公 ・おはなしなあに?文庫 14:00～ きら	9 ・2歳親子活動 10:00～ きら ・神河シニア園芸 10:30～ 神公	10 ・親子ハッピー体操 10:00～ (神崎体育センター)	11 人権をたしかめる日	
12	13	14 ・健康福祉なんでも相談 9:00～11:30 ・栄養相談 神支 9:00～11:30 ・英会話教室(入門編) 19:00～ 中公	15 ・すくすく赤ちゃん体操 10:00～ きら ・おはなしなあに?文庫 14:00～ きら	16 ・3歳親子活動 10:00～ きら ・神河シニア園芸 10:30～ 趣味 13:30～ 神公	17 減塩の日 ・パソコン教室(初級) 9:30～ 中公 ・古文書教室(初級) 9:30～ 神公 ・親子ハッピー体操 10:00～ (神崎体育センター)	18 ・プレバパプレママ教室 9:30～ 神支 ・ゆかた着付け教室 9:30～ 中公 ・成人ゼミナール 13:30～ 神公	
19 食育の日	20	21 ・あおぞら図書館 9:30～ (寺前～大河方面) ・プレママCafé 9:30～ 神支	22 ・おひさまタイム 10:00～ 保セ ・1歳6か月児・3歳児健診 12:30～ 神支 ・法律相談 13:30～16:00 神支 ・神河シニア陶芸 13:30～ 神公 ・おはなしなあに?文庫 14:00～ きら	23 海の日	24 スポーツの日	25 ・自家焙煎コーヒー教室 10:00～ 保セ	
26	27	28 ・もぐもぐ教室 13:30～ 神支	29 ・おはなしなあに?文庫 14:00～ きら	30	31 ・固定資産税 第2期納期限 ・国民健康保険税 第1期納期限 ・介護保険料 第1期納期限		

ケーブルテレビ

7月 番組表

放送日	7/1 (水)から 7/3 (金)	7/4 (土)から 7/10 (金)
まちかどウィークリー	①神崎高校1年生のオリエンテーリング ②小田原川・越知川鮎の解禁 ③グリーンエコー笠形 グラウンドゴルフ月例大会 ④すくすく赤ちゃん	①第95回神河町議会定例会(最終日) ②成人ゼミナール「日本人はどこから来たか」 ③シニアカレッジ「病気の予防と健康に関して」
特別番組	神河町人権教室	成人ゼミナール「日本人はどこから来たか」

ご家庭のWi-Fiルータをより安全にお使いいただくために

ご家庭に設置されているWi-Fiルータが何者かに乗っ取られ、それを踏み台にして米国企業のサーバに不正アクセス攻撃(DDoS攻撃)に使用される事例が町内で発生しています。こうしたサイバー攻撃の被害にあわないためにも、お客様ご自身が適切にセキュリティ対策をすることが重要です。大切なデータ・生活を守るために、以下の点に注意してください。

1. 最新プログラムでの運用

Wi-Fiルータのプログラムは常に最新版で運用しましょう。

2. より安全なパスワードの設定

管理画面へログインするためのパスワードは初期値ではなく、複雑なものに変更しましょう。

※購入後3年経過している場合は、買い替えを検討ください。その際、DLPA推奨ルータ(上記に対応済み)を選定ください。

まちかどウィークリー放送時間 ① 6時30分 ② 7時30分 ③ 10時 ④ 12時 ⑤ 15時 ⑥ 18時30分 ⑦ 21時 ⑧ 23時
 特別番組放送時間 ① 8時 ② 12時30分 ③ 16時 ④ 19時 ⑤ 21時30分

※ケーブルテレビの番組は毎週土曜日に内容を更新します。
 ※都合により番組内容を変更する場合があります。

ケーブルテレビ、インターネットのお問い合わせ

神河町ケーブルテレビネットワーク ☎32-2752



神河町の歴史文化遺産

題目塔と供養塔

『かみかわ歴史文化遺産カルテ』より〈上岩区〉

今回は、題目塔と供養塔を紹介します。

【題目塔】

題目塔とは、日蓮宗の題目である「南無妙法蓮華經」を刻んだ塔で、筆先を髭のように長くはねて書くことから「髭題目」と呼ばれています。この題目塔の高さは240cm、台座をあわせた総高は300cmです。「南無妙法蓮華經日蓮大菩薩 法教天王依加護明治廿八年(1895)三月建之 妙法寺廿一世日禧」の銘文があります。



題目塔

【供養塔(霞松塚)】

この石碑は、かつて、播州観音霊場二五番札所の大悲(日)庵であった上岩区の「憩いの館」の前にあります。碑文は、幕末期に上岩村の庄屋を務めた、黒田弥右衛門 吉常が、自身について書いたもので、安政二乙卯年(1855)陽中(2月)に建立されています。この碑文によると、弥右衛門は書道をたしなみ、猿岩の周りに松が生い茂り、霞がかかる景色を見たことから、雅号を「猿岩亭 霞松」と称し、弟子を多く迎えていたようです。その弟子たちから筆跡を残す勧めがあり、石碑の建立に至ったようです。

建立の際に「幾とせのにほひのこれようめ
の華 霞松」と句を詠んでいます。



供養塔(霞松塚)

まちのえがお



ひとこと

仲良くなる
大きくなっ
てね。

きしだ しょうのすけ
岸田 翔ノ介 くん (6歳)
うた 詩 ちゃん (1歳)

【根宇野】



ひとこと

笑顔いっぱい
元気いっぱい
大きくなってね!

やすだ なお
安田 奈央 ちゃん (1歳)

【貝野】

LINE (ライン)
公式アカウント
兵庫県神河町 (Kamikawa)



Facebook
フェイスブック
@kamikawa_hyogo



Twitter
ツイッター
@kamikawa_hyogo



Instagram
インスタグラム
kamikawa_hyogo



YouTube
ユーチューブ
兵庫県神河町



広報 かみかわ

7

令和2年7月号 No.176

〈発行〉神河町役場総務課
http://www.town.kamikawa.hyogo.jp/

〒679-3116 兵庫県神河町寺前64
Tel.0790-34-0001 FAX.0790-34-0691
E-mail:info@town.kamikawa.hyogo.jp